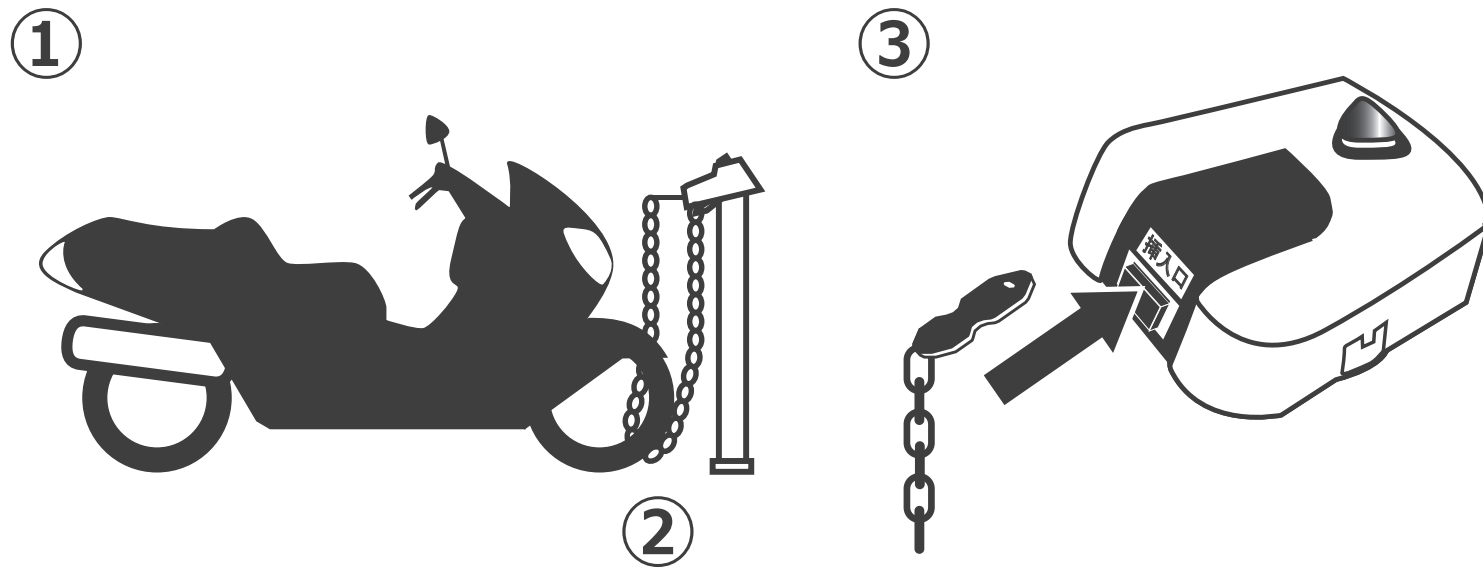


ご利用方法

入庫時

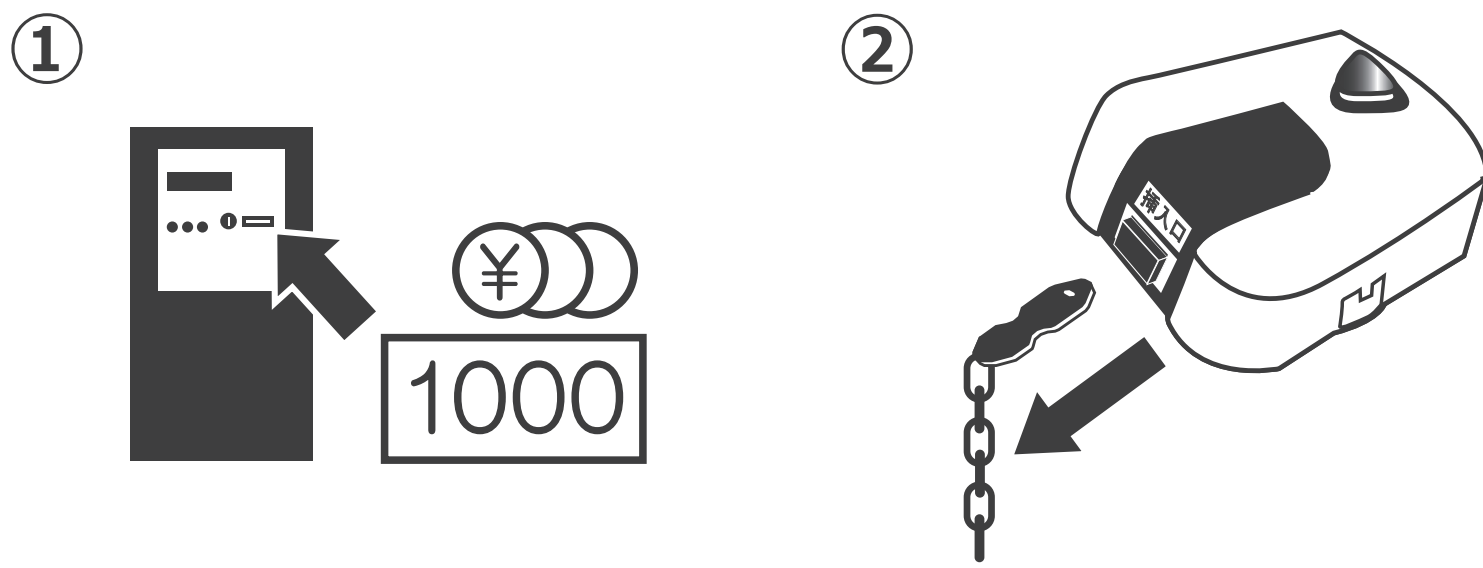
- ① 枠内に入庫
- ② チェーンで車両を固定
- ③ ロック装置にロックキーを挿入（ランプ点灯）



- (1) 入庫後は必ず車両に施錠をしてください。
- (2) 以下のような場合は入庫しないでください。これらに反して入庫した際の駐車料金や車両破損については、一切責任を負いません。
 - ① ロック装置がロック状態の場合。
 - ② ロープ等で封鎖している場合。
 - ③ ロック装置やフレーム等が変形し、障害となる場合。
- (3) 料金は後払いです。事前に精算機にてご確認のうえ、使用可能な金種をご用意ください。

出庫時

- ① 精算機にて料金精算
- ② ロックキーを抜き
所定の位置に戻して
出庫



- (1) ロック解除後、チェーンは所定の位置に正しく戻してください。
- (2) 精算時、お札を受け付けない場合は、硬貨にてお支払いください。
- (3) 駐車位置番号を間違えて精算した場合のご返金、又は途中精算でのご返金は一切いたしません。再度正しい駐車位置番号の料金をお支払いください。
- (4) 精算後は速やかに出庫してください。
- (5) 領収書を発行する場合は、精算完了後に領収書ボタンを押してください。領収書の発行が行われない場合は、発行口の奥までご確認ください。

駐輪場利用約款

1. 時間貸し駐輪場の主旨	(1) 当駐輪場は短時間駐車スペースの提供を目的とする、場内無人管理の有料駐輪場です。車両および積載物等の管理・保管は行なっておりません。 (2) ご利用にあたっては、以下の約款およびその他ご利用方法に係る場内掲示（以下、併せて「本約款」といいます。）に関して、お客様のご理解とご了承をいただいた上でのご利用となります。
2. 免責事項	(1) 当駐輪場の利用者が、駐輪場の他の利用者もしくはその他の第三者の行為に起因して被った損害、又は駐輪場内に存在する車両もしくはその付属物や積載物に起因して被った損害、不正駐車による出庫妨害、その他駐輪場内で発生した当社の責に帰し得ない事由に起因して被った損害について一切責任を負いません。 (2) 以下に起因する入出庫障害およびそれに伴う車両破損等については、一切責任を負いません。 <ol style="list-style-type: none">1. 約款で定める利用方法とは異なる方法その他社会通念上相当と認められない方法で入出庫されたことに起因するもの。2. 本約款で定める車両制限の違反に起因するもの。
3. 車両制限	(1) 車両制限の適用は、車両の付属物、積載物等を含めて判断するものとします。 (2) 下記のような車両はご利用をお断りいたします。 <ol style="list-style-type: none">1. チェーンによってロックができない車両。2. エアロパーツの装着（純正品含）、または車両の形状や構造により、機器との接触で障害を起こすおそれがある車両。3. 無登録車や車検切れ等、一般道路を走行することが禁じられている車両や、仮登録中等、車体の特定が困難な車両、その他盗難車や違法改造車、自力走行できない車両。4. 自動車登録番号が無い、又は覆いがされている車両。
4. 注意・禁止事項	(1) 当駐輪場をご利用いただくにあたり、以下にご注意ください。 <ol style="list-style-type: none">1. 出庫を妨害するような運転、駐車は行なわないでください。2. チェーンは必ず車両の一部を固定するよう通し、ロックキーはロック装置の奥まで差し込んでください。3. 入庫時は必ず車両に施錠をしてください。4. 出庫時にロックキーを抜いた後、チェーンは所定の位置に正しく戻してください。5. ロック装置の不具合により出庫できない場合、係員到着までお待ちいただく場合がございます。6. 場内は歩行にて移動し、他の車両や歩行者等に注意してください。7. 機器、施設を破損した場合は、速やかに場内掲示の緊急連絡先にご連絡ください。8. 場内の注意看板、掲示物に記載されている内容を遵守してください。
5. 駐車時間	当駐輪場は短時間の駐車を目的としており、駐車時間は最長 48 時間までとします。 ただし、緊急連絡先にて事前に承認を受けた場合や、駐輪場に他の制限時間が掲出されている場合、月極や定期の契約に基づく駐車はこの限りではありません。
6. 不正利用取締および損害賠償	(1) 下記のような場合は不正利用と判断いたします。 <ol style="list-style-type: none">1. 車両制限や禁止事項等、本約款に反する駐車。2. 駐車方法によってロックを免れる行為。3. 事前連絡のない 48 時間を超える駐車。4. 料金精算前の出庫および出庫未遂。5. 枠外および枠内であっても課金を逃れる駐車。6. 不実を申告して駐車料金をごまかす行為。 (2) 当社にて不正利用と判断した車両には、以下のように対応する場合があります。 <ol style="list-style-type: none">1. 不正を確認した際は、車両に警告書を貼付し、タイヤロックにて施錠いたします。2. 管理上支障があるときは、車両を他の場所に移動できるものとし、その際の車両および積載物等の損傷は、故意又は重大な過失がある場合を除き、当方では一切責任を負いません。3. 車両の引渡しにあたっては、正規駐車料金の他、車両の調査や移動に要した費用、移動先での保管費用、およびそれらに伴う人件費等の諸費用を請求いたします。
7. 駐車料金等	(1) 当駐輪場のご利用にあたっては、掲出した料金額および料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。 (2) 当社にて不正利用と認められた場合の駐車料金は、正規の 2 倍の料金と事務手数料として別途 1 万円をお支払いいただきます。 (3) 駐車料金のお支払いは、事前に精算機又は場内掲示等をご確認の上、指定された手順および金種にて行ってください。 (4) サービス券等をご利用の際、枚数や時間帯の制限で精算が完了しない場合の残金は現金にてお支払いください。 (5) 駐車時間は、場内設備の管理に基づくロックキーが挿入されてから、精算後ロックキーが抜かれるまでの時間とします。料金精算後であっても車両が完全に出入庫できていない場合は、駐車を継続したのものとして発生した料金をお支払いいただきます。
8. 雑則	(1) 当社が駐輪場内で撮影した画像や緊急時もしくはその他の連絡受け付け時において取得する情報は、駐輪場の運営およびサービスの提供を目的として使用するほか、警察当局からの照会やその他法律の根拠のある照会に対しての開示と本約款の履行のために使用できるものとし、使用にあたっては個人情報の保護に関する法律に従って取り扱いいたします。 (2) 本約款に定めのない事項については、法令の規定に従って処理いたします。



必ず施錠！

車両の紛失・盗難・破損等の事故については
一切責任を負いません。